

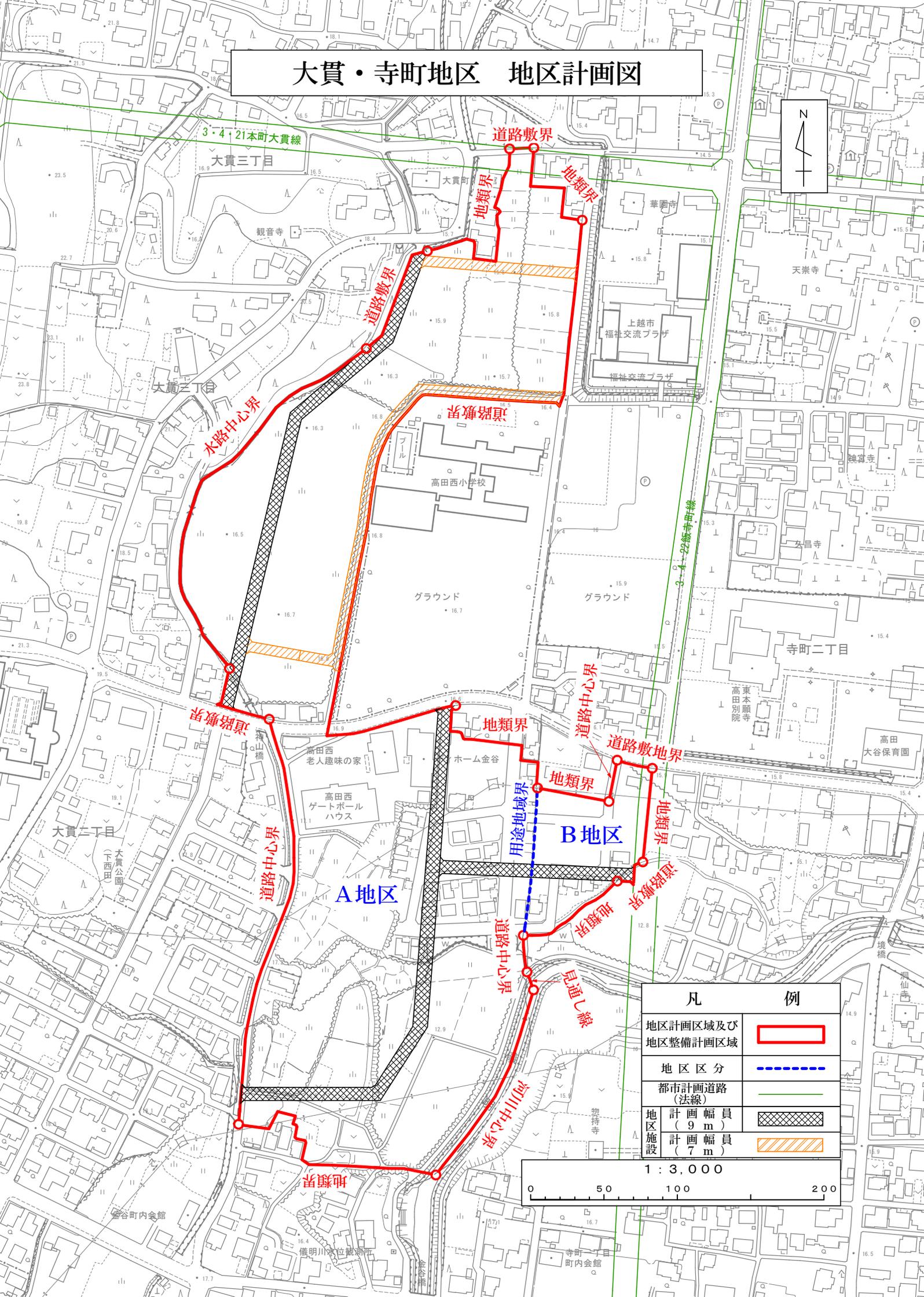
19. 大貫・寺町地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

名 称		大貫・寺町地区 地区計画		
位 置		上越市大貫 1 丁目、大貫 2 丁目、大貫 3 丁目、寺町 2 丁目		
面 積		約 8.7 ha		
区域の整備、 開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、高田市街地に隣接し、東側は伝統的な寺社が多く、西側は小規模開発による市街化が進行している。</p> <p>都市施設の整備が遅れていたため、計画的な開発が成されていなかった地区であり、周辺街路網の整備が進むことにより、今後も不良な小規模開発が予想される。</p> <p>このため、地区計画を策定し、地区施設を担保することにより、伝統的環境と調和した雪に強い低層住宅地の形成を図ることを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>環境の優れた隣接市街地と調和するとともに、都市機能及び克雪対策を図り、雪に強い低層住宅地の形成を図る。</p>		
	地区施設の整備の方針	<p>除排雪スペースを考慮した道路幅員を地区施設に配置計画し、雪に強いまちづくりを行う。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>寺社及び学校と調和する低層住宅地の形成のために用途を規制するとともに、一宅地あたりの敷地規模等を制限し、雪に強いまちづくりを行う。</p>		
地区整備計画	区分の名称	A地区 (第一種低層住居専用地域)	B地区 (第一種中高層住居専用地域)	
	区分の面積	約 8.1 ha	約 0.6 ha	
	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物（公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものは除く。）の敷地面積の最低限度は、198 m²以上とする。</p>	
		壁面の位置の制限	<p>建築物（独立した建築物で物置又は車庫に類する用途に供し、軒の高さが 3.0m 以下のものは除く。）の外壁面又はこれに代わる柱の外表面から敷地境界線までの距離は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)道路境界線より 2.0m</p> <p>(2)隣地境界線より 1.0m</p>	
地区施設の配置及び規模	<p>道路（区画道路）：幅員 9m 延長 885m、幅員 7m 延長 440m</p>			

地区計画の区域は、計画図表示のとおり

大貫・寺町地区 地区計画図



凡	例
地区計画区域及び地区整備計画区域	
地区区分	
都市計画道路(法線)	
地区計画幅員(9m)	
地区施設計画幅員(7m)	

